

農地の自己保全管理と カメムシ防除について

◎農地の自己保全管理について

農産物等を作付けしない農地は、定期的に草刈り等を行い、農地として適切に保全・管理を行いましょ。う。

《農地の自己保全管理とは》

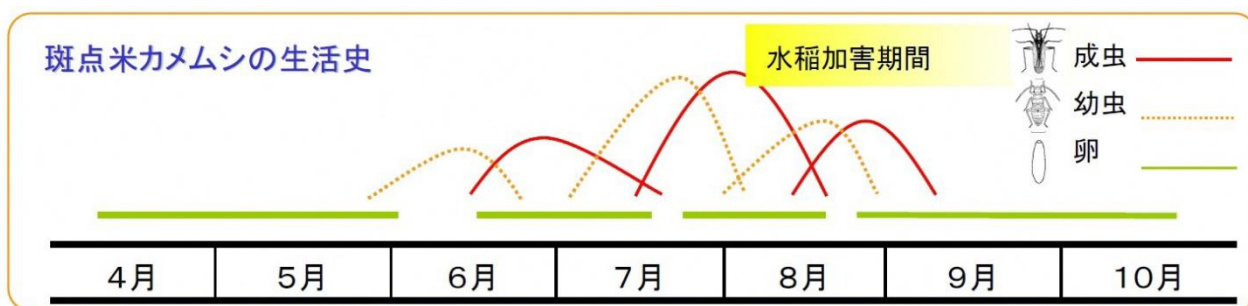
いつでも農地としての利用を再開できる状態に管理することです。保全管理を怠ると、病害虫の発生源や有害鳥獣の隠れ場、景観の悪化などに繋がりますので、適切な管理に努めましょ。う。



◎カメムシの防除について

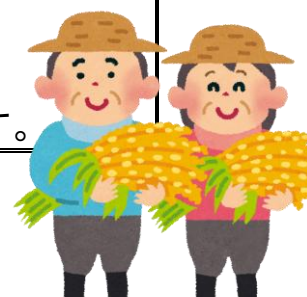
斑点米の原因となるカメムシの水田内への侵入を防ぐため、水稻の出穂 10 日前（遅くとも7月20日～25日頃）までに、地域一斉に畦畔や水田周辺の草刈りを実施ましょ。う。

また、穂揃期（8～9割の穂が出た時）に達してから一週間後の薬剤防除も必ず行いましょ。う。



☆刈取り後の草は、適切に処理ましょ。う☆

- ・ 風が強い日や空気が乾燥している日に野焼きは見送りましょ。う（大規模な火災へと繋がる恐れがあります）。
- ・ 刈取り後の草を用水路等に流すと、草が用水路に詰まり、水が溢れたり、下流に水が流れないなどの原因になります。



八幡平市・八幡平農業改良普及センター
・ 八幡平市農業再生協議会